

会 議 録

| | | | |
|-----|--------------------------------|----------|-----------|
| 会議名 | 令和5年度 第1回豊田市入札監視委員会 | | |
| 日 時 | 令和5年7月26日(水) 午前10時30分～午前12時00分 | | |
| 場 所 | 豊田市役所 南庁舎3階 31会議室 | | |
| 出席者 | 委員長 曾我部 博之 | 総務部 | 副部長 塚田 良 |
| | 委 員 河野 伊知郎 | | 検査監 中根 和男 |
| | 岡田 千絵 | 契約課 | 課 長 加藤 純也 |
| | 小島 啓介 | | 副課長 山口 敏宏 |
| | | | 担当長 岸上 和美 |
| | | | 担当長 藤谷 明輝 |
| | | | 担当長 鶴田 智之 |
| | | 上下水道局総務課 | 課 長 小島 弘一 |
| | | | 副課長 成瀬 孝紀 |
| | | 主査 三宅 寛貴 | |

1 総務部副部長あいさつ

2 報告事項

(1) 令和4年度の契約状況

◇市長部局

| 質 問 | 回 答 |
|--|---|
| D X推進として電子契約の導入が挙げられたが不調不成立に影響を及ぼしたか。 | 現在のところ影響はまだみられない。 |
| 不調不成立による職員の負担は大きいのでは。不調不成立の場合、案件は初めから作成するのか。 | 不調不成立の理由により、積算し直し、案件を再作成する。業者にとっても納期限、竣工までの期間が短くなり負担となることもある。 |
| 一般競争入札後、随意契約に移行することは大変なことか。手続きはどのようなものか。 | 再入札後、成立しなければ随意契約の交渉に移行する。以前は工事の発注では2回目からの適用とされていたが、現在は1回目の発注で交渉に移行できるようにした。 |
| 市内本店業者を参入しやすくするための要件や施策はあるか。 | 令和4年度に公契約条例を制定し、市内業者への受注機会確保を定めている。また、地域要件を市内に限定したり、市内業者への加点など行っている。 |

◇上下水道局

| 質 問 | 回 答 |
|--|--|
| 不調・不成立の説明の中で、不落随契交渉を行ったが契約に至らなかった案件があったと説明があった。不落随契において、契約に至らなかった件数は増加傾向にあるのか。増加傾向にあるのならば、最近の原 | 令和4年度において、不落随契交渉を行ったものの契約に至らなかった件数は1件であり、増加している認識は無いため局として対策は行っていない。 |

| | |
|---|--|
| 材料高や高騰の影響を受け予定価格を見直すなど何か対策を行っているのか。 | |
| 上下水道局のその他委託業務において、随意契約が4割を占めており、市長部局も同様の状況となっている。随意契約件数が多い状況は今後も継続していくのか。 | 随意契約とする理由として、特定の業者しか受注できないことが挙げられる。特にシステム関係は顕著であり、一度受注した業者以外が受注することは非常に難しいが、入札が原則であり競争性の確保の為に随意契約の解消に向けて取り組んでいきたい。 |
| 資料中、市内本店業者の比率を示した業者区分別契約状況の表について、市内本店業者の契約件数と契約金額合計が記載されているが、この表には分母となる全体の数値の記載が無い。全体の数値が記載されていた方が理解しやすいため記載するよう検討していただきたい。 | 頂いた御意見をもとに表の構成について検討を行う。 |

(2) 入札参加停止等の状況

入札参加停止の決定について

| 質 問 | 回 答 |
|---|---|
| システムの機能が満たされていないことによる参加停止とはどのようなものか。 | システム関係の更新手続きを忘れたため、短期間ではあるが必要な機能が無効となっていた。 |
| 窓口配置の業務委託で契約辞退は珍しい事例である。市側と業者で想定が違ったのか。 | 労働者派遣ではないため、具体的な必要員数を示すことはないが、業者が考えていた人員配置が実際現場で必要されたものとずれがあり辞退された。 |
| 履行できない体制となり契約辞退とは、業者の積算誤り等の理由か、後発的な理由によるものか。 | 技術者の体調という後発的な理由によるもので、履行体制が整わないことを理由に辞退された。 |
| 参加停止期間中であるが、履行できるものが1者という理由で契約した業者から業務改善の提案はあったか。 | 保健所の指導に基づき営業することを確認した。供給数から他に履行体制が整う業者がおらず、市民の安否確認の役割も兼ねているため、参加停止期間中ではあるが履行できる業者と契約に至った。 |

3 審議事項

(1) 令和5年3月、6月議会案件

意見等なし

(2) 委員選定案件等

◇市長部局

| 質 問 | 回 答 |
|------------------------|---------------------------------|
| プロポーザル方式での発注は誰が決定するのか。 | 担当部局の判断により、業者選定審査会の承認を経て発注が決まる。 |
| プロポーザル方式で発注した場合、価格 | 提案限度額の設定や、提案価格についての評価 |

| | |
|--------------|--------------------|
| が高くなるのではないか。 | 項目を設けることにより対応している。 |
|--------------|--------------------|

◇上下水道局
意見等なし

4 その他

第2回委員会の開催予定について

第2回開催予定は、11月を予定